

## 学術シンポジウム

### 自殺予防と自死遺族支援の現状と課題

——自殺未遂者とその家族を理解し、自死遺族を支えるためのシンポジウム——

#### 開催の主旨

日本の自殺者はこの10年間、毎年3万人を越え、高止まりしたまま下る気配がありません。自殺率も先進国の中で際だって高いのです。このような現状の中で、自殺未遂者とその家族、および自死者と自死遺族に対する国民の偏見は強いものがあります。

わたしたちは、こうした現実を踏まえ、かれらに対する理解を深め、どのようにともに支えることができるかを考えるために、このシンポジウムを企画しました。

## 目 次

学術シンポジウム開催の主旨	1
学術シンポジウム・プログラム	3

### 自殺予防と遺族支援のための基礎調査の実態から (別紙)

竹島 正

### 遺族からの提言

1. 自死遺族支援に遺族当事者の要望を反映させてください 田中 幸子 . . . 5
2. 自殺予防と自死遺族支援がめざすべきもの . . . 10

### 政治的取り組みと意見

自殺防止対策に政治は何ができるか	14
------------------	----

土肥 隆一

指定討論者から	16
---------	----

斎藤 幸光

シンポジウムのまとめとして	20
---------------	----

平山 正実

### 参考資料

1 自殺対策基本法	25
2 二次被害の回避とその留意点	29

平山 正実

3 「自死者の名誉回復宣言」(案) について	38
——自死者の人格の尊厳を守るために	平山 正実

2009年度

厚生労働科学研究費補助金  
(こころの健康科学事業補助金研究事業)による学術シンポジウム

自殺予防と自死遺族支援の現状と課題

日時 2009年12月11日(金)18:00~20:30

場所 東京福音会センター(銀座教会内)

18:00 開会挨拶

阿久戸光晴 (聖学院大学学長)

18:10 自殺予防と遺族支援のための基礎調査の実態から

竹島 正

(国立精神神経センター精神保健研究所精神保健計画部長・自殺予防総合対策センター長)

18:45 遺族からの提言

田中 幸子 (全国自死遺族連絡会)

その他、遺族の方々

19:10 政治的取り組みと意見

土肥 隆一 (民主党 衆議院委員)

19:40

休 憩

20:00 ディスカッション

指定討論者

三輪 久美子 (洗足学園短期大学講師)

岡島 妙英 (精神保健福祉士・僧侶)

斎藤 幸光 (司法書士・行政書士)

質疑応答

20:25 まとめ 司会 平山正実 (聖学院大学大学院教授・総合研究所カウンセリングセンター長)

20:30 閉会

## 「自死遺族支援に遺族当事者の要望を反映させてください」

全国自死遺族連絡会 田中幸子

「遺された人の苦痛を和らげる」という前に、自死遺族を苦しめている行政の対応を見直してください。「心のケア」以外の、行政だけが出来る支援を望みます。

家族が突然に逝き、悲しんでいる時間も無く様々な問題に直面させられます。さまざまな行政手続きがあり、自死であるが故の理不尽な扱い、金銭の請求があります。自死が、遺族にとって語れない死ですから、行政の窓口への抵抗もあります。まず要望として出したいことは、多岐にわたる困りごとを一度に持ち込める行政の相談窓口を整備してください。そして社会福祉資源の用い方について幅広い知識をもつソーシャルワーカーを配置してください。

行政担当者には、自死遺族が精神患者かどうかを判断する能力ではなく、目の前にいる遺族がどんなことに困っているのかを的確に理解し、判断できる人を望みます。

いくつかの問題を挙げます。

### 1 「いじめ」で亡くなったと遺族が受け止めている場合。

学校や教育委員会への調査依頼や教育関係機関を相手に裁判するための弁護士の情報、事件の可能性も含めた警察への調査依頼、裁判をする際の手続きや書類作成のノウハウを教えて欲しい。

### 2 「過労自死」だと遺族が主張する場合。

労災申請、公務災害申請をすることが多い。

民間は労働基準監督署、公務員は基金支部への申請になりますが認定率は低く訴訟になります。「法テラス」への紹介ではなく、全国過労死弁護団や日本労働弁護団などを勧めるのが最善。

### 3 「死体検案料」が無料から13万7千円（全国自死遺族連絡会の調査2009・

10・31現在）まで、料金の幅がありすぎる。

事故か病死か犯罪かなどの整理が警察は必要であり、そのための情報を得るために死体検案は不可欠である。そのための料金が医師の言い値で決められてる地域があり全国一律でないことに疑問をおぼえます。

自死の場合が他の死に比べて死体検案料が高いということは国の委員会でも質問されています。しかも、夜中で現金の持ち合わせがなくても、即時請求され、支払わなければ遺体引取りを拒否される事例もあります。

### 4 「不動産売買など」自死に関わる費用の請求など差別が行われている。

語れない死であるが故、黙って請求にしたがっている遺族が多い。民法 570条の見直しが必要。

5年から21年の家賃補償の請求（賃貸料）  
周辺住民や貸主への精神的苦痛（気味が悪い）への慰謝料  
部屋の全面改装費の全額請求  
お祓い料の請求  
5センチ下までの土の入れ替えの請求  
交通機関への賠償金  
アパートの建て替え費用請求  
心理的瑕疵担保の見直し

- 5 「生命保険」の支払いが「自死は故意の死である」と一律に判断され支払いを受けられないケースがある。住宅ローンの一括支払い請求もあり、また自動車の対物保険に該当されない場合もあります。

「自殺者の多くは精神疾患を発症している」と「自殺予防白書」や「自殺防止大綱」で示しています。100パーセントではなくとも、ある一定の条件の下では病死と同等に取り扱えるような指針を作成してください。

- 6 宗教者が「浮かばれてない」「成仏してない」「自死は許されない死である」とみなす場合がある。

「戒名に妙な文字」を書き、お祓いの祈りの儀式をしてお布施を要求、更に特別に祈りの集いを設ける場合もある。自死者への特別な供養は偏見に繋がります。

- 7 「警察の対応の問題」。遺族に対してさまざまな態度、言葉で侮辱する場合がある。検死が終わった後の遺体に家族が対面する場合。遺体が、裸のままであったり、ブルーシートを紐でグルグル巻きされている場合がある。その状態での遺体確認。

葬儀の最中に何度も事情聴取にきて署につれていく場合がある。

遺体発見時にすぐに署につれていき何時間も聴取する場合もある。

縊死の場合、暖かいからだを降ろして蘇生処置をした家族を脅すような、罵声が浴びせかけられる場合がある。

病院での検死のあと、廊下に裸で放置して、遺族に「売店で浴衣でも買ってきなさい」といったケースもある。

捜索届けの際に「男と逃げたのではないか」「借金でもあつただろ！」「104番目だからいつになるかわかりません」「警察犬は金がかかるから無理です」といわれたケースもある。

- 8 (いろいろな機関で遺族の調査)がおこなわれていますが、心の相談にきた人から遺族を割り出して、依頼をすることがある。相談者は断りにくい立場にあります。

遺族支援をしますといいながら、助けを求めてきた遺族に調査依頼を先にする。そして調査に協力したら、その後の支援はしない。あとで連絡をしても無視。

遺族の弱い立場を利用した調査依頼は問題ではないか。

亡くなって2年以内の遺族が調査対象になっていることにも問題があります。2年以内という心身ともに不安定な時期での調査は何か意図があるのではないかと感じてしまいます。

たとえば、遺族は精神的に不安定であり、精神疾患が多いとの結論が先にあり、そこに調査の結果を導きたいように見えてしまいます。

また調査の結果が何にどのように活かされるのかが遺族に示されずに、依頼だけが先行しています。調査目的をハッキリと示して、依頼したら多くの遺族は協力するはずですが。

そして遺族が進んで協力をしたら、傷は最小限に抑えられると思います。

調査者の研究報告や学会報告、論文発表、本を書くためや、事業目的のために遺族の弱みにつけいり利用する行為に見えてしまいます。

- 9 「遺族支援＝うつ対策？」自死予防と同じように、行政は自死遺族支援も「心」だけの対策になる傾向がある。

具体的な支援を求めている遺族も全て精神保健福祉につなげ、心以外の支援を遺族当事者団体が遺族のために悪戦苦闘して個々の遺族に応じ、相談を24時間365日体制で全国に繰り広げています。

国だけが出来る遺族支援、地方行政だからできる支援、民間団体が出来る支援（遺族当事者の団体も含む）と役割分担をしてください。

- 10 「公平さに欠ける」特定の民間団体のメンバーが肩書きを変えて、国に声が届く位置に据えられている。遺族支援にたいしても、これらのメンバーが大きな影響を与えている。私たちのように自死遺族個人が構成して活動している団体の声が国や行政機関に届くことは至難の業です。

遺族支援といっても遺族支援者や支援団体（遺族当事者の団体を除く）の支援になっている。

- 11 行政は特定の遺族の会の運営に関わるべきでない。

会の運営はボランティアや遺族当事者などの民間団体に任せるべきである。行政は会場の無料提供や、広報そして通常の仕事の一環である、個別相談に力をいれるべきである。それが官民協力での支援になり、支援の充実に繋がります。

\*行政が、自死遺族の心のケアや総合支援をしています。自死遺族の支援を「する必要はある」「しなければならない」ということで、相談窓口の案内などを載せたパンフレットなどが作成され、関係者や関係機関に配布されています。が、機能しているかどうか確かめてみてください。ほとんどは担当者が不在だったり、期待を裏切る内容だったりして、絶望感に襲われます。

そして、案内の配布先が全世帯でなく関係者のみでは、「遺族支援」の意味をなしません。現在、遺族も、遺族予備軍も含めて全戸配布が必要です。なぜならば、だれもが自

死遺族になる可能性があるのが、いまの日本だからです。遺族の人数だけ背景があります。直接の自死遺族支援に結びつく支援の実行を望みます。遺族が遺族支援対策との闘いで苦しんでいます。遺族支援者の満足する支援ではなく、遺族が救われる内容にしてください。

現在、全国43の都道府県、876名の遺族の会員登録があり、国への要望に賛同しています。会員が開いている遺族の会は22箇所、準備中が11箇所、33箇所になろうとしています。直接の参加者も多く、またメール、手紙、ファックス、電話、個人面談、などのつながりも多くあり、一人ひとりの遺族の求める支援の形に出来るだけ応えたいと遺族は全国で活動しています。

私たちが味わった二次被害的な傷はもうたくさんです。亡くなった人のために涙が流せ、穏やかに悲しみに向き合える支援をしてください。そして遺族の心の支援と、自死予防は切り離して行うべきです。

自死予防対策も自死が増えている現実を受け止めて、対策に関わってきた人たちは反省をして、人のせいにならないで、減らしてください。

一番肝心な問題に気付いていながら、対策を講じないでいるのを、徐々に国民はわかってきています。研修会、会議、シンポジウム、講習会、講演会、交流会、勉強会、調査、論文作成と発表、コマーシャル、演劇、紙芝居、踊り、うた、支援者のための支援です。心が病まない対策、病んだときに助ける医療対策、を講じなければ自死は増え続け、遺族はすぐ隣まで広がり国民全てが自死遺族になるでしょう。

## 提案

### \* 窓口の変更

(心の健康や精神障害に関する窓口に偏っているために出来ない総合支援の実現にはどこの部署への遠慮もなく、対策が立てられ連携を求めることが出来る窓口の設置)

### \* ワンストップサービスに繋がる人材の配置

(子育て支援、子供の虐待、奨学金の申請、親戚の交際、供養、生活保護、医療、当面の生活費の確保、職さがし、保育園探し)

### \* 弁護士や司法書士の得意な分野が分かる仕組みと案内

(いじめや過労、相続、保険、遺産分与、遺産放棄、債務整理など様々な裁判や法的手続き、被害者への賠償、JRなどへの賠償金、賃貸物件の補償金、慰謝料、いやがらせなどへの対処手続き)

### \* 不動産問題の法的な改正

(瑕疵担保責任の解釈の見直し)

(賠償金などの法外な請求への警告や指導)

### \* 死体検案料に関する改正

(一律化の制定)

\* 保険などの法的見直し

(故意の死と決め付けての不払い問題改正)

\* 警察の対応の改善

(言葉の傷付けや、自死者に対する尊厳の欠落、現場維持よりも命の優先、公僕としての自覚)

\* 医療関係者の対応の改善

(自死者への取り扱い方、遺族への配慮の無さ)

\* 遺族の心のケアの見直し

(集いなどの会の運営は行政が行うのではなく、民間団体に任せること。人事異動もあり信頼の継続が不可能。自死遺族の心のケアだけが特別に行政が会として運営することは偏見につながる)

\* 遺族調査の見直し

(特定の場所での依頼や年数に問題があり、目的が曖昧である。100人単位では参考程度であり、資料としての価値はない)

\* 特定の民間団体の関係者が対策委員に多く選ばれ、また内閣府に職員として関わりを持つ人が増えていることに不信感。公平な人選を望みます

(遺族だけの団体の声が反映されることは無く、声をあげている遺族が多くなってきた今、憤り、傷ついている遺族が増えています)

\* 宗教家の死への冒瀆

(葬式をして戒名をつけ、盆供養をして、春、秋の彼岸供養をして、月命日や年度ごとの供養をして、しかも葬儀ではこの世からあの世へと引導をわたす儀式まで行い、浮ばれて無いとか、苦しんでいるとか、成仏できるように特別な祈りとか、偏見を広げています)

\* 関係者だけが持つ相談機関案内パンフレットの全世帯配布

(苦しいとき、悩んだとき、助けて欲しいときに、相談機関の存在をすばやく知ることができること。様々な広報の手立てをして、定期的な広報をする)

- ・相談したいときに情報が身近にあること・・・
- ・相談機関は知られていない・・・
- ・誰もが対象になる可能性があること・・・

\* 相談機関のレベルアップと連携

(相談で傷ついたり、たらい回しをされたりしている)

国民一人ひとりが、いまよりほんの少しの思いやりを持てたら日本は変わります。

\* 願い祈り信じています \*

## 自殺予防と自死遺族支援がめざすべきもの

### 1.1.1.はじめまして。

私は昨年、弟を自死で亡くしました。

日々、まだ悲しみを感じることは多いです。

家族を失ったショックによる影響は未だにあり、体調や気分の波も大きく、日常生活に様々な支障が起きています。

今日は、これまで過ごしてきた日々の中で感じたり考えてきたことを踏まえ、自殺予防と自死遺族支援の課題についてお話させていただきたいと思います。

### 1.1.2.自殺予防と自死遺族支援への自分の思いと関わり方

私は、弟の死後、自殺予防と自死遺族支援の両方に、強い興味を持ってきました。

弟と同じような苦しみを持つ人を減らしたいという思いと、自分と同じような痛みを感じる人を減らしたいという思いからです。

自殺予防については、自分でニュース記事を集めてどのような対策が行なわれているのかまとめたり、ある自殺対策団体の、自死者に関するアンケート調査に協力したりもしました。

自死遺族支援については、支援のサービスを受けたことがありますし、私自身が、現在、あるボランティアの支援活動にも協力させていただいています。

自殺を防ぎたい、自死遺族の力になりたい。どちらも、私にとっては大切な気持ちです。ただ、両方の活動について知るうちに、これらの活動の考え方の違いに疑問を感じるようになりました。

自殺予防活動の場合、ただ自殺を防ぐという目的だけがあり、防いだ後のことを考えていなかったり、自死遺族の心を傷つける表現が使われていることがあります。

一方、自死遺族支援活動の場合、自死遺族を支援するという目的だけがあり、やはり自死遺族の心を傷つける表現が使われていたり、自死遺族本人が支援をしている場合は、自殺予防に対して強い反感を持つ人も少なくありません。

どちらも私にとっては大切なことなのに、それらに携わる人同士が、場合によっては反発し、お互いの目的を阻害しあっているように感じるのは、とても悲しく思います。

### 1.1.3.自殺予防と自死遺族支援の差異と問題点

私にとって、これらの二つの活動は、たいした違いはありません。

私にとっては、どちらも目指すものが一緒だからです。

自殺予防とは、国民全体の心、命、生活を守る活動だと思っています。

一方で、自死遺族支援は、自死遺族の心、命、生活を守る活動です。

これらの活動は、対象が異なるだけで、本質的な部分は何も変わらないと思っています。このことを踏まえると、現状の自殺予防と自死遺族支援の問題点が見えてくるように思います。

#### 1.1.4.自殺予防の課題が持つ問題点

自殺対策基本法にあるように、自殺対策の一部である自殺予防は、国民の健康と生活を守る単なる手段に過ぎません。

私も、国民の心、命、生活を守らないような自殺予防は、あつてはならないと思います。多くの自殺予防活動に、致命的に欠けているように私が思うのは、自殺を止めることは、必ずしも国民の心、命、生活を守ることに直結しないという視点です。

どういうことか、おわかりでしょうか？

社会で痛めつけるだけ痛めつけておき、あるいは現状の医療でどうにもならない苦しみの中にある病人に対して、それから逃れる術を奪うこと。

それは、彼らの心の健康を害すること、命の尊厳を踏みにじることに他なりません。

命は大切だから自殺を止めなければいけないという考え方があると思います。

しかし、命を大切にすると、生にしがみつ়くことでしょうか？

多くの宗教家、哲学者などが気付いているように、その答えは必ずしもイエスではありません。

死もまた命の側面であり、穏やかな死を迎えるということは、健やかな生活を送り、心の健康を大切にすることに他なりません。

今の教育は、命を大切にする教育と称して、生にしがみつ়くことを教えてはいないでしょうか？

命イコール生きることではありません。命は、生きることと死ぬことです。

それを忘れた教育は、ただ死を恐れ、死に対する差別と偏見を生みだし、自ら死を望む人達とその家族を苦しませ続けます。

生と共に、死もまた重要であること。

死の重要さを忘れた自殺予防活動は、国民の心、特に自死遺族の心を踏みにじり、その命、生活を奪うことに繋がることさえあります。

これが、私の考える、自殺予防活動の根本的な問題点です。

#### 1.1.5.自死遺族支援の課題が持つ問題点

一方、自死遺族支援活動はどうでしょう？

自死遺族支援とは何でしょうか？

一部の人達は、自死遺族が望むことこそ、自死遺族支援で行なうべきだと考えているよ

うに思います。果たしてそうでしょうか？

仮に、多くの自死遺族が、自分たちの権利だけを主張して他の国民の権利を妨げたり、自死遺族だけが非常に優遇されるようなことを望んだ場合、それを実現するべきでしょうか？

もちろん、違うはずです。

自死遺族も、社会の一員です。

自死遺族の願いは、社会全体のバランスの中で考えていかなければなりません。また、自死遺族は、万能なわけではなく、他の人と同様、多くの間違いを犯すただの人です。

よって、自死遺族支援は、自死遺族の声を聞くだけでは、決して良いものになりえず、自死遺族以外の声を聞くことも、同様に大切であるという視点を、自死遺族を含めた誰もが持つべきだと私は思います。

また、自死遺族支援に携わる人の中には、自分達は自殺予防はしないと言う人達もいます。

その言葉を聞くと、私は不思議に思います。

自死遺族支援とは、自死遺族の健康と生活、心と命を守ることだと私は思っています。

その中には、自死遺族の自死を予防することも含まれてるはずですが。

だから、多くの自死遺族支援活動は、基本的に、立派な自殺予防活動だし、そうあるべきだと私は思っています。

また自死遺族支援活動の中には、支援の内容が何かに特化されていたり、窓口担当者の言葉に自死遺族が傷つくなど、自死遺族の心の健康には関心がないように感じる活動も存在するように見えます。私はそのような目的を見失った支援は不要なのではないかとすら思います。

これが、私の考える、自死支援活動の根本的な問題点です。

#### 1.1.6. 自殺予防と自死遺族支援が目指すべきもの

自殺予防も、自死遺族支援も、それは目的にするべきではなく、国民の健康と生活を守るための活動、心と命を守るための活動だということを、決して見失ってはならないと私は思います。

私は、自死した弟に、もし自死する前に会えるなら、と想像することがあります。当時の私なら、全力で、問答無用で止めていたかもしれません。

でも、今の私が、弟の死の直前に出会ったなら、私は、彼の自死を、止めないかもしれません。

もちろん、私の全ての思いをぶつけ、私の出来る限りのことをするでしょう。

でも、その上で、弟が自死を望み続けるのなら、私は多分、それを止めることはしないでしょう。

その後、私がどうなるのかはわかりません。

それでも、彼の心、命を守り、大切にするため、私は彼の行為を止めないでしょう。

それが、私の彼への愛情だと思うからです。

命とは、生にしがみつ়くことではありません。

命を大切にすることは、心身の健康のバランスが取れた生活を送り、生と死を本当の意味で大切にすることだと、今の私は思っています。

自殺予防と自死遺族支援に関心のある方、また実際に携わっている方には、命の大切さとは何なのか、活動は何のために存在するのかを、よく考えていただきたいと私は思っています。

今日は、私のお話を聞いていただき、ありがとうございました。

## 自殺防止対策に政治は何ができるか

土肥隆一

民主党 衆議院議員

「自殺防止」を政治が扱うことは難しい。人のこころ、心情まで掘り下げた政策の形成や政治的なアプローチの可能性はあるのか。例えば臓器移植法（A案）が2009年7月通過したが、特に子供の場合、脳死状態で1ヶ月以上、最長は10年5ヶ月などの報告もあり、こうしたケースなどは実に悩ましい。生死を政治が法を定め、決定することは可能か。死刑廃止論議もそうだ。日本は死刑執行する国であることを承知していて、殺人が常態化している。つまり殺人抑制効果はないのではないか。私は仮釈放なき終身刑を提唱しているが、日本人は報復の心情を捨てきれないでいる。

さて、「自殺防止」について、最近急速な対策案が提供されてきている。平成18年超党派の「自殺防止対策を考える議員有志の会」結成され、民間団体の強い働きかけにより、「自殺対策基本法案」の検討に入る。平成18年6月9日、第164回参議院本会議で可決、6月15日衆議院本会議で可決した。内閣に「自殺総合対策会議」が設置される。18年10月には内閣府に自殺防止対策特命大臣以下10閣僚が決まる。その後平成19年6月「自殺総合対策大綱」（20年10月一部改正）が閣議決定される。そこでは基本認識として「自殺は追い込まれた末の死」、「自殺は防ぐことができる」そして「自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらサインを発している。」と定義。平成20年10月対策会議は「自殺対策加速化プラン」を発表、その後外部の研究を活用し、「相談担当者のために指針」（21年1月、「自死遺族を支えるために」（相談担当者のための指針）を発表している。

「基本法」を初め様々な発表にはそれなりに意義は認めるが、やはり抽象性を避けられない。それは自殺者が、それぞれ個人的特性をもっており、対策、対処法は一様に取り扱えないからだ。

いわゆる自死遺族支援つまり二次被害防止については再考を要する。例えば「雇用差別」といえるものである。自殺未遂者、自死遺族が会社、地域で差別を受けるという。確かに「基本法」には自殺未遂者支援を規定（第17条）、家族・遺族に対する支援（第18条）を上げるが、雇用には直接規定していない。職場のトラブルは様々であり、採用の自由、人事権（雇用者の自由裁量しかし濫用防止は可能）、解雇権（解雇権濫用規制、労働契約法16条）、に関わる。労働基準法。犯罪被害者等基本法。

不動産の賃貸および売買上の不当な扱い。賃貸物件で賃借人が自殺した場合、賃貸人が遺族に対して、損害賠償を請求する。賃貸契約約款の外に不動産業界の常識となっている。これは納得できない。日本的情緒、心情を反映しているのであって、それではあえて、

承知して入居する場合は特別割引料金が設定されてしかるべきではないか。

自殺と生命保険の問題。保険法は自殺について免責される。貸金業者の排除。家族や遺族の平穏な生活の保障（基本法17条）、心理的影響に対して（18条）などもっと重視すべき。自殺総合対策大綱では「遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上、警察官、消防職員等に対して適切な遺族対応等に関する知識の普及をうたっている。民間団体との協力は不可欠である。

私の個人的感想。

牧師の立場から。

実に宗教者の役割が大きいのではないか。

ある知人の娘さん（高校生17歳）の自殺。クリスチャンではない。異常な別離をどう理解し、慰めるか。両親は親族から子育ての責任を責められる。葬儀の混乱。斎場での最後の別れ。葬儀後のアフターケアのあり方。長い時間をかけたフォローアップの必要性。今日も続く交流。

## 「自殺者及び自殺未遂者並びにかれらの親族の二次被害からの保護法」\*1

(仮称。以下「保護法」)に対する提言

司法書士 齋藤幸光(群馬会)

司法書士 木下 浩(兵庫県会)

私たちは、「保護法」の成立を目指すことに賛同し、下記の通り提言します。

### 提言の主旨

政府は、「自殺対策基本法」(以下、「基本法」と呼ぶ)第9条の規定に基づき、自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応段階における効果的な施策(基本法第2条3項)を実施するため、以下の内容を含む法律を制定すべきである。

#### 1 基本的人権の確保のための配慮義務

自殺者、自殺未遂者及び自死遺族(自殺者の親族等)ら(以下、「かれら」と呼ぶ)が、憲法第13条に定める基本的人権(個人としての尊重、名誉、プライバシー、人格権等)を享受するため、業務上かれらに接する公務員(警察官、市役所戸籍係など現業部門従事者を含む)及び民間業者等(医療関係者・福祉関係者・法律業務関係者・金融機関・貸金業者・不動産業者・運輸機関・宗教法人など)＝これら公務員及び民間業者等を総称して、以下、「関係者」と呼ぶ＝は、「基本法」第1条から第7条に定めるところを十分に理解し、かれらの基本的人権が損なわれないよう格段の配慮をする義務(守秘義務を含む)を負う。

\*自殺対策基本法の制定から3年余を経たにもかかわらず、「自殺」の実態に対する理解の不足に起因する偏見がいまだに存在する。この理解不足及び偏見は、一般の国民だけでなく、かれらに直接接する機会の多い関係者においても見られるところである。関係者の理解不足ないし偏見に基づく言動によって、かれらは二重に傷つけられ(二重に傷つける行為を、以下、「二次被害」と呼ぶ)、追い込まれている現状がある。こうした現状を打開し、かれらの基本的人権が適切に守られるためには、まず関係者が自殺の実態及びかれらが置かれている状況に対する理解を深めることが必要である。その上で、かれらに対する不適切な言動をなくし、二次被害を防ぐ職業上の義務があることを明らかにするため、本規定を置く。関係官庁は、本規定の実効性を確保するため、関連する諸機関・諸団体に対し、本規定を遵守するよう求める通知を発するものとする。

なお、宗教法人については、信教の自由との関係で特に慎重に議論する必要があるが、下記判例の主旨に照らせば、本規定を置くことを妨げないとする。



いうまでもなく、損害賠償請求は適正な手続によって行われることが必要であり、被請求者の混乱に乗じた請求や、高圧的な請求、根拠を欠く不当な請求が行われてはならない。かれらは、こうした請求に屈しやすい状況に置かれているのが普通であり、適切な法的防御を採ることも困難である。したがって、かれらに対する不当な損害賠償請求が行われるのを防止するため、本規定を置くものとする。

なお、関係官庁は、本規定の実効性を確保するため、関連する諸団体に対し、本規定を遵守するよう求める通知を発するものとする。

### 3 保険金の免責事由

保険約款上、免責期間が置かれている場合であって、免責期間内の自殺を原因とする死亡保険金または損害保険金の請求がされたときは、保険会社は免責期間内であることを理由として保険金の支払いを拒否することはできず、当該自殺が、自殺者の自由な意思決定のもとで行われたことを証明したときに限り、免責されるものとする。

\*被保険者が自殺によって死亡した場合、損害保険は支払われず、生命保険は免責期間内(契約締結から2年ないし3年)であれば支払われない(自殺免責)。この取り扱いは、商法641条(損害保険)、同680条(生命保険)の規定に根拠を有する。自殺免責が規定されたのは、「射倖契約において被保険者自らが死という条件成就を図ることが信義則違反であること、生命保険金取得目的で保険に加入した後に自殺するという生命保険の不当利用の防止が必要であること等」からとされている。そこで、「被保険者が意思無能力者であったり、精神障害中や心神喪失中であるなどして、被保険者が自由な意思決定ができない状態で自殺した場合」には、免責されないこととされている(大審院大正5年2月12日判決)。

生命保険会社が免責期間を設けた主旨は、被保険者が自殺によって保険金を得ることを決意して保険加入したとしても、その決意が長期間は持続しないという考え方によるものとされる。この考え方の背景には、自殺は被保険者の自由な意思決定に基づくものであるという前提がある。保険会社は、この期間内の自殺は免責約款に該当するとして一律に支払いを拒否しており、保険金受取人が支払義務の存在を主張する場合には訴訟となる。

訴訟では、被告である保険会社は、被保険者の死が免責事由に相当する「自殺」によるものであることを抗弁として主張・立証することが必要であり、原告である保険金受取人は、当該自殺が「自由な意思決定ができない状態で行われた」ことを再抗弁として主張・立証することが必要となる。

原告の立証がなされれば、先の大審院判例により、免責期間内であっても保険金の支払いを命じる判決が出されることになろう。現に、こうした判決が最近に到るまで複数出ている。

しかしながら、問題は、「自殺」であることの被告の立証は容易であるのに対し、自由な意思決定ができない状態だったという原告の立証は困難であるということである。

自殺者の大多数が、最終段階では何らかの精神障害に陥った状態で自殺に及んでいることは、様々の調査結果が示すとおりである。この調査結果によれば、大多数の自殺は自由な意思決定に基づかずに行われていると推定できる。にもかかわらず、原告となる遺族らにとってその立証が困難なのは、わが国では自殺者の精神科受診率が低く、カルテなど客観的な証拠を提示することができないことに原因がある。こうした状態では、生前の被保険者の生活を再現することなどによって精神障害の徴候を証明することになるが、その作業は遺族にとって甚だ負担が大きい。

明治32年の商法制定から100年を経た今日、大部分の自殺は、いくつかの要因が重なり、最終的には精神的な障害を負った状態で実行されていることが明らかになっている。こうした状況に鑑みれば、自殺は、自由な意思に基づかない死亡であると推定するのが合理的である。さらに、保険請求する遺族らと、請求を受ける保険会社の調査能力には大きな差があることも考慮する必要がある。結論として、免責期間内の自殺であっても、被保険者が自由な意思決定のもとで自殺したという事実の立証責任を保険会社が負うこと、その立証がなされた場合には保険金の支払いを拒絶でき、立証できない場合には保険金を支払うこととすべきである。

なお、現在、法務省において「保険法」制定の作業が進められている。「保険法」制定の理由は、「社会経済情勢の変化に対応して、商法第2編第10章に規定する保険契約に関する法制を見直し、共済契約をその規律の対象に含め、傷害疾病保険契約に関する規定を新設するほか、保険契約者等を保護するための規定等を整備するとともに、表記を現代語化し、保険契約に関する法整備を行う」とされている。現時点では、自殺と免責条項に関する事項は検討課題とされていない。しかしながら、上述の通り、自殺に関する知見が大幅に深まった現在では、自殺を免責事由とするか否かについても再検討する必要があると思われる。「保険法」制定作業における検討事項に加えることを要望する。

\* 1 法律案の名称については、内容に即したより適切なものとすべきと考えます。

## シンポジウムのまとめとして

「自殺者及び自殺未遂者並びにかれらの親族の二次被害保護法」（仮称）をめざして — 皆様へのよびかけ —

鳩山由紀夫首相は、所信表明等で、自殺問題に関し、一定の理解を示したにもかかわらず、首相が主催する行政刷新会議では、その事業仕分け（2010年度分）の中で、内閣府の提出した普及・啓発等（自殺総合対策の推進を含む）の概算要求額を大幅に削減すると発表しています（2009年11月）。しかも、その理由として自殺総合対策のために「フォーラムを行なうことが、目的化している」との批判もありました。

このような批判を踏まえ、このシンポジウムでなされた議論を具体化した提言を发表したいと思ひます。

わたしたちは、自殺未遂者及びその家族並びに、自殺者の遺族等（以下、かれらと記す）の名誉と生活を守る（自殺対策基本法第七條一名誉及び生活の平穩への配慮）ために、法案成立を目指すべく（自殺対策基本法第九條—法制上の措置など）、「自殺者及び自殺未遂者並びにかれらの親族の二次被害からの保護法」（仮称。以下、「二次被害保護法」と記す）の制定をめざすことを呼びかけたいと思ひます。

今後、超党派の議員、政府、法制局、マスコミ等に働きかけて、「二次被害保護法」の法案成立をめざすべく、署名運動等を行ないたいと思ひます。この法制決定に賛同される方はご協力ください。

ここで、かれらの名誉と生活を守るために、なぜ、このような法整備が必要であるかという理由を述べます。

かれらは、自殺という行為に傷ついているだけでなく、その結果、引き起こされるさまざまな心の傷（トラウマ）に苦しんでいます。かれらの心の傷は、二次被害と呼ばれています。われわれは、かれらの名誉と生活を守るためにこうした

二次被害を防ぐ必要があると考えました。

ここで、かれらを保護する理由をまとめます。

1. 社会的偏見や差別のゆえに、かれらの名誉が傷つけられ、生活の平穏が守られず、かれらの心が不当に侵害され、しかもさまざまな社会的不利益を被ることは、避けなければなりません。(名誉及び生活を守るための事柄)
2. かれらが、身体的、精神的、社会的危機に直面し、その苦しみを周囲の人々に相談あるいは支援を求めた際、その秘密を漏され、さまざまな不利益を被ることがあります。このようなことのないようにかれらを守る必要があります。(守秘義務に関する事柄)
3. かれらが、貸主、不動産業者、鉄道その他の運輸業者、金融業者、飛び降り自殺に巻き込まれた者等から受ける物心両面における被害から守られなければなりません。(損害賠償に関する事柄)
4. 自殺を理由に当事者がかけていた各種保険(生命保険、火災保険、自動車保険等)が支払われない事例が少なくありません。自殺は、臨床的には、不詳の事故死や病死との区別がつかない場合も少なくなく、かれらを物心両面において守るための法的整備が必要です。被保険者が自由な意志決定のできないような状態で自殺をした場合においては、保険会社の免責事由による保険金支払いの停止を撤回してもらう必要があります。そのためには、商法との摺り合わせが必要です。(保険金支払いに関する事柄)
5. 自殺は、個別的であると同時に総合的な対策が必要です。かれらの名誉と生活の平穏を守るための身体的、精神的、社会的なサービスは、一元的ないし包括的な体制が必要であり、そのための法的整備が必要です。(支援窓口及び手続きに関する事柄)